

2020 年度本庄国際奨学財団 海外留学（大学院生）奨学生募集要項

【対象】

日本以外の海外の大学院に留学する日本人留学生。

【募集人数】

3～5名

【応募資格】（下記の資格すべてに該当すること）

1. 学位の取得を目的として、日本以外の海外の大学院に留学中または留学予定の者。申請時にすでに留学途中または2020年秋に留学先に在籍する予定があれば申請時に留学先に在籍していなくても応募可能です。
2. 日本国籍を有するもの
3. 博士課程在籍者は、1984年3月31日以降に生まれた者、修士課程在籍者は1989年3月31日以降に生まれた者。
4. 留学先の大学、専攻分野に指定はないが、語学研修は不可。
5. 大学院修了後は、日本において勤務することを確約できる者。修了後直ちにということではありませんが将来的に日本で勤務する希望があれば結構です。
6. 国際親善に理解をもち、貢献を期する者。
7. 専門職大学院は原則的に対象外。
（研究計画書を提出できる場合は応募可能とします。）

【奨学金の額および期間】

1. 奨学金

- (1) 月額20万円を1～2年間
- (2) 月額18万円を3年間
- (3) 月額15万円を4～5年間

- ・ いずれも最終目標とする学位取得までの最短期間を奨学金の期間とします。
- ・ 各コースにおいて支給が終了後の延長、または支給開始後のコースの変更はできません。
- ・ 日本円、または留学先現地通貨にて奨学金を支給します。（下記レートを通り）
日本円の場合は日本国内に存在する金融機関の本支店口座に、外貨の場合は滞在先に存在する金融機関の本支店口座に振り込みます。

（月額）

	1～2年	3年	4～5年
日本円（¥）	¥ 200,000	¥ 180,000	¥ 150,000
USドル（\$）	\$ 2,000	\$ 1,800	\$ 1,500
ポンド（£）	£ 1,450	£ 1,300	£ 1,100
ユーロ（€）	€ 1,650	€ 1,500	€ 1,250

※上記に記載のない通貨につきましては、奨学金支給開始時に決定いたします。

2. 国際学会参加のための助成金（奨学金支給規程に定められた範囲内）

【募集期間】

2020年2月3日～2020年5月31日

【選考方法】

1. 第一次選考…書類審査 結果は2020年 7月31日までに発表します。
2. 第二次選考…面接審査 2020年 8月上旬に東京都内で実施します。詳しい日程は第一次選考通過者に直接連絡します。海外在住者はSkype等による面接審査を行います。面接の日程が確定したときにはホームページ上で発表します。
3. 最終決定 2020年 8月31日

【応募方法】

1. 奨学金ウェブ申請システムより必要事項を入力し、下記①～④の書類をPDFファイルでアップロードしてください。
奨学金ウェブ申請システム→ <https://entry.hisf.or.jp>
(申請システム稼働期間 2020年2月3日～2020年 5月31日)
2. 入力後送信完了すると受付番号が発行されます。
審査結果発表はホームページに受付番号を記載する形で行いますので、必ず番号を控えてください。
※アップロードする必要書類

① 成績証明書

i) 出身大学、学部のもの(必須)

高等専門学校から大学へ編入している場合は高等専門学校の成績証明書も必要です。

ii) 大学院のもの(大学院に入学前、未発行、入手不可の場合は提出不要です。)

- ② 研究計画書: 所定の用紙に日本語で記載してください。図やグラフなども挿入していただいて結構ですが、**10pt以上の文字の大きさ記載し、できるだけ所定の枚数内におさめてください。**所定の用紙はホームページ内にあります。

i) 留学先で研究する内容

ii) 社会への貢献について

iii) これまでの実績

- ③ 指導教授の推薦状1通: 申請者の学業、人物、将来性についての所見を書いていただってください。申請者の学業についてよく知っている人なら、留学前に所属した大学・大学院の先生の推薦状でも構いません。枚数、書式は自由。

- ④ 入学許可書、合格通知書など入学を証明できる書類。奨学金申請時にすでに在学中の場合は在学証明書。

※入学許可書、合格通知書を2020年 5月31日までに入手できない場合は、入手可能日を記載し、入手でき次第電子メールで事務局あてにお送りください。2020年 6月1日以降はウェブ申請システムにログインできません。

※研究計画書以外の書類は日本語または英語での提出をお願いします。

それ以外の言語で書類を提出する際には日本語・英語のどちらかの翻訳を添付してください。

※親展や本人開封無効として厳封されている書類も開封してPDFファイルにしてアップロードしてください。

※**推薦書を推薦者より直接事務局へ送付される場合は、「推薦者より直送」と書いたものをPDFにしてアップロードしてください。**推薦書は info@hisf.or.jp または郵便で推薦者より事務局に送っていただってください。

※複写された書類も提出可能です。

【応募に関するその他の注意】

1. 応募書類は郵送する必要はありません。
2. ウェブ申請システムは、送信完了後も2020年 5月31日まで何回でも書き換え可能です。最終の入力内容が自動的に上書きされます。
3. 応募書類は返却しません。
4. 申請書類上の個人情報については当財団奨学生選考以外に使われることはありません。

ただし次の特定の関係者に対して限定された個人情報提供されますのでご了承ください。

- ① 書類審査・選考のため、選考委員へ申請書類の提出
- ② 審査の過程において、申請内容を確認するため、ならびに奨学金重複受給の確認のため、大学担当者および奨学金団体へ照会する場合

【奨学金の支給について】

1. 奨学金は2020年9月以降より大学院の開始時期にあわせて支給開始します。
2. 奨学金は返済の必要はありません。
3. 他の奨学金との重複受給は認められません。ただし、授業料免除は重複受給とは致しません。
4. 奨学金受給中はティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、通訳、翻訳など学業に関するアルバイト以外の就労をしてはいけません。
5. 奨学金の金額の変更、期間の延長の申請は認められません。
6. 下記の場合は奨学金の支給を停止します。理事会の決定によりすでに支払われた奨学金の返還を要求する場合があります。
 - ① 病気その他の事由により就学又は研究を継続することが困難なとき。
 - ② 指導教授から就学又は研究の継続に不適合と認められたとき。
 - ③ 学業成績・素行が不良の場合。
 - ④ 奨学金申請書の内容や届け出事項に虚偽が発見された場合。
 - ⑤ 当財団の奨学生としての名誉を傷つけたと認められるような行動をした場合。

【その他】

1. 奨学金受給中2カ月に1回レポートの提出、6か月に1回Skypeによる面談の義務があります。
2. 奨学金支給終了後もOB/OG会等へ積極的に参加して下さい。

【応募に関する問い合わせ】

公益財団法人本庄国際奨学財団 事務局
〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷 1-14-9
電話 (03) 3468-2214
FAX (03) 3468-2606

Honjo International Scholarship Foundation
1-14-9, Tomigaya, Shibuya-ku, Tokyo 151-0063
Tel: +81-3-3468-2214
Fax: +81-3-3468-2606
<https://www.hisf.or.jp>
info@hisf.or.jp